

再意見書

平成 22 年 11 月 12 日

総務省総合通信基盤局
電気通信事業部料金サービス課 御中

郵便番号 105-0001

とうきょうとみなとくらのもん
住 所 東京都港区虎ノ門2-10-1
氏 名 イー・アクセス株式会社

だいはりょうとりしまりやくしゃちよう
代表取締役社長 エリック・ガン

郵便番号 105-0001

とうきょうとみなとくらのもん
住 所 東京都港区虎ノ門2-10-1
氏 名 イー・モバイル株式会社

だいはりょうとりしまりやくしゃちよう
代表取締役社長 エリック・ガン

連絡先

mail:

TEL

FAX

「競争セーフガード制度の運用に関する再意見の募集(2010年度)」に関し、別紙のとおり意見を提出します。

再意見提出者 イー・アクセス株式会社、イー・モバイル株式会社

意見提出者	該当部分	再意見
KDDI株式会社	<p>総論</p> <p>はじめに ～略～</p> <p>これらの問題は、ボトルネック設備を保有する部門をNTT東・西の組織内に留めたこと、及び、持株会社体制を維持してきたことに根本的な原因があり、NTTグループの組織の在り方を抜本的に見直さない限り完全に払拭することは困難と言わざるを得ません。現行の制度では、上記に述べたような監視機関がないことや「活用業務」によるNTT東・西の事業領域の拡大などによって累次の公正競争ルールの実効性が益々失われる恐れがあります。抜本的な見直しが行われないのであれば、<u>NTTグループの総合的な市場支配力に着目した公正競争ルールの再構築と実効力のある外部監査が可能な仕組みの導入を急ぐ必要がある</u>と考えます。</p>	<p>本年度の意見募集においても、昨年発覚したNTT西日本情報漏洩問題やNTTグループの一体的な営業(子会社を通じた共同営業、人事交流等)等のNTTグループの市場支配力の濫用が懸念される事例に対して数多くの意見が各社より主張されており、公正な競争環境確保を考える上で課題となっているNTTグループの公正競争要件の再構築については、今後「光の道」戦略大綱に基づき早急に検討される必要があります。</p> <p>そのような中で、各社殿が共通的に意見されているNTTグループの各公正競争要件の遵守状況に対する実効性のある検証及び監査スキームの導入について、弊社としても賛同致します。</p>
ソフトバンクBB株式会社、ソフトバンクテレコム株式会社、ソフトバンクモバイル株式会社	<p>【総論】</p> <p>～略～</p> <ul style="list-style-type: none"> 本制度については、競争阻害事例に対する挙証責任を競争事業者のみに負わせるといった運用上の限界や、NTT東西殿に対するその違反事案の防止に向けた周知徹底と報告にとどまる形式的な行政指導といった結果から見ても、公正競争環境の実現に向けて十分な効果を上げていないことも事実です。 従って、<u>今年度の本制度に関する運用においては、検証プロセスの明確化、より厳格な指導の実施等、運用面の改善に加え、現行制度そのものの妥当性や実効性を検証した上で、現実に即した新たなルール整備を伴う効果的な指導がなされる</u>ことが必要です。 <p>～略～</p>	<p>本来は競争セーフガード制度がその大きな役割を担うひとつと考えますが、NTT西日本情報漏洩の問題だけを取り上げても、スキームによる効力の拡充が必要と考えます。</p> <p>具体的には前回当社意見でも述べた通り(※1)となりますが、それに加えて各社殿のご意見にあるような第三者の監査機関の導入検討も必要であると考えます。NTT西日本情報漏洩問題に関しては、以前から各競争事業者より数多くの問題点の指摘が示されていたにも拘らず、NTT東西殿からの報告内容を確認すること以外措置はなく、結果的に当該問題発覚が遅れた大きな原因になったと考えます。現行制度では各公正競争要件の遵守状況について、実際の状況を確認し担保できるような手段は存在せず、その解決方法のひとつとして、第三者の監査機関の導入は非常に有用であると考えます。</p>
株式会社ケイ・オプティコム	<p>1. これまでの行政指導に対する措置の再検証について</p> <p>昨年兵庫県にて発生したNTT西日本による接続情報の不正提供は、NTT西日本における従来からの措置が不十分であったことに加え、2007年度の検証結果に基づ</p>	

意見提出者	該当部分	再意見
	<p>く行政指導「NTT東西が接続の業務に関して入手した情報の目的外利用の防止等について、NTT東西及びNTT東西から受託した業務を行う会社の社員等に周知・徹底すること」に対する取組みが不十分であったことにも起因するものであります。</p> <p>このため、2007年度～2009年度の検証結果に基づく累次の行政指導に対してNTT東西が実施するとして措置について、実効性があったか、継続的に機能しているか等を検証するとともに、さらなる措置の実施を指導することが必要であります。</p> <p>特に、前述の事案発生を受けて、NTT東西が追加対策を講ずるとしていることを踏まえると、行政指導がなされた他の事項についても、対策の追加や改善の余地が残っていると考えます。</p> <p>なお、競争セーフガード制度の実効性をさらに高める観点から、客観的な検証が可能となるような、より透明性の高い第三者による監視・検査等の仕組みを導入することも、検討に値するものと考えます。</p>	<p>参照※1 平成22年度競争セーフガード制度意見書 当社意見</p> <p>■競争セーフガード制度の在り方</p> <p>～略～</p> <p>競争セーフガード制度は、今までも公正競争確保のために一定の成果を挙げてきた有用な制度であると考えますが、NTT西日本情報漏洩問題を契機に、本来の競争セーフガード制度整備の目的に立ち戻り、具体的事例に対しては、検証後の各公正競争要件見直し検討への道筋がより明確となるような実効性の高いスキームへの再構築が必要であると考えます。具体的な見直し内容としては、以下のような点が挙げられます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・報告内容に対する検証 <ul style="list-style-type: none"> 要請事項に対する報告内容（NTT東西殿等）について、実効性の有無等の検証を実施 ・実効的な検証・検討スキームの構築 <ul style="list-style-type: none"> 注視すべき事項については、現在まで指摘のあった事例を調査し、報告書同様に今後の検討の道筋や具体的な指標の設定が必要であり、あわせて各研究会や競争評価等とより密接な連携を構築 ・PDCAサイクルの確立 <ul style="list-style-type: none"> 制度全体の運用状況を定期的（例：3年毎）に検証し、市場環境やNTTグループの組織・業務形態の変化等を鑑みて問題点があれば、公正競争要件の見直しを含め随時改善を行うといったPDCAサイクルの確立
	1 指定電気通信設備制度に関する検証	
	(1) 第一種指定電気通信設備に関する検証	
	ア 指定要件に関する検証 イ 指定の対象に関する検証 ウ アンバンドル機能の対象に関する検証	
東日本電信電	【NGN、地域IP網及びひかり電話】	NGN、地域IP網、ひかり電話網については、引き続き指定電

意見提出者	該当部分	再意見
話株式会社	<p>当社のNGN、地域IP網及びひかり電話網等のIP通信網については、以下の観点から、指定電気通信設備の対象から除外していただきたいと考えます。</p> <p>～略～</p> <p>(2) 競争が進展しているブロードバンド市場において、当社のIP通信網(NGNを含む)を規制する理由はないこと。</p> <p>・固定ブロードバンド市場における、当社のシェア(2010年3月末)は55.8%、特に首都圏では49.6%と熾烈な競争が展開されており、その結果、我が国では、光サービスが世界に先駆けて普及する等、世界で最も低廉で高速なブロードバンドサービス環境が実現しています。</p> <p>～略～</p>	<p>気通信設備の対象とすることが必要と考えます。</p> <p>「PSTNのマイグレーションについて～概括的展望～」(2010年11月2日 NTT東西殿)が公表されたことや「光の道」構想が推進されることにより今後更にネットワークのIP化が進展していくことを踏まえると、NGN、地域IP網及びひかり電話網の接続事業者からの不可欠性は更に増していくものと考えます</p> <p>NGN網、地域IP網並びにひかり電話網については、NTT東西殿のFTTHユーザが、それぞれの網における収容ルータに収容されれば、コア網として他事業者網を選択することが出来ないこと(※2)、またNTT東西殿はブロードバンド市場において競争が進展していると意見されていますが、アクセス回線と一体的に設置されるNGNにおいて、NTT東西殿のFTTHの加入者数シェアが74.5%(※3)と独占化の一途を辿っていること等を考えると、他事業者にとっての事業展開上の不可欠性は非常に高く、引き続き指定設備の対象とする必要があると考えます。</p>
西日本電信電話株式会社	<p>【次世代ネットワーク、地域IP網及びひかり電話網について】</p> <p>・当社の次世代ネットワーク、地域IP網及びひかり電話網については、以下の観点においてボトルネック性がないことは明らかであることから、第一種指定電気通信設備の対象から除外していただきたいと考えます。</p> <p>～略～</p>	<p>参照：</p> <p>※2 平成20年3月 総務省 次世代ネットワークに係る接続ルールの在り方について</p> <p>第2章 第一種指定電気通信設備の指定範囲</p> <p>2. NTT東西の次世代ネットワークの扱い</p> <p>(2) 考え方</p> <p>NGNは、ボトルネック性を有するアクセス回線と一体として設置される設備であり、以下の3つの観点から、当該設備との接続が、他の電気通信事業者の事業展開上不可欠であり、また利用者利便の確保の観点からも不可欠であることから、第一種指定電気通信設備に指定することが必要である。</p>

意見提出者	該当部分	再意見
		<p>～略～</p> <p>3) 他事業者網の選択可能性からの視点</p> <p>他方、NTT東西のFTTHユーザは、NGNの收容ルータに收容されると、現時点では、コア網としてNGN以外の他事業者網を選択することができないことから、他事業者が、NTT東西のFTTHユーザに対してサービス提供をするためには、NGNと接続することが不可欠であり、またNGNのユーザが多種多様なサービスを享受できるようにするためには、多様な事業者がNGNに接続することが不可欠となる。</p> <p>3. 地域IP網等の扱い</p> <p>(1) 地域IP網</p> <p>3) 考え方</p> <p>～略～</p> <p>加えて、地域IP網は、メタル回線をアクセス回線とするADSLサービス等と光ファイバ回線をアクセス回線とするFTTHサービスを提供するネットワークであるが、前述のように、NTT東西のFTTHユーザは、地域IP網の收容ルータに收容されると、コア網として地域IP網以外の他事業者網を選択することができないことから、今後地域IP網におけるFTTHユーザの増加が想定される中で、地域IP網は、他事業者にとっての事業展開上の不可欠性等をより一層高めることが想定される。</p> <p>(2) ひかり電話網</p> <p>～略～</p> <p>更に、ひかり電話網は、光ファイバ回線をアクセス回線としており、前述のNGNや地域IP網と同様に、NTT東西のFTTHユーザは、ひかり電話網の收容ルータに收容されると、コア網としてひかり電話網以外の他事業者網を選択することができないが、今後、ADSLからFTTHへのマイグレーション等に伴い、NTT東西のFTTHユーザの増加が想定される中で、ひかり電話網は、他事業者にとっての事業展開上の不可欠性等をより一層高めると考えられることから、第一種指定</p>

意見提出者	該当部分		再意見
			<p>電気通信設備に指定することが必要と考えられる。</p> <p>※3 平成22年6月 総務省資料「電気通信事業分野の競争状況に関する四半期データの公表」（平成22年3月末）</p>
東日本電信電話株式会社		<p>【加入者光ファイバの非指定設備化】</p> <p>～略～</p> <p>しかしながら、指定電気通信設備規制（ボトルネック規制）の根幹となる端末系伝送路設備のうち、加入者光ファイバについては、はじめから競争下で構築されてきており、ボトルネック性はなく、既存のメタル回線とは市場環境や競争状況等が以下のとおり異なっていることから、メタル回線と競争下で敷設される光ファイバ回線の規制を区分し、加入者光ファイバについては指定電気通信設備の対象から除外していただきたいと考えます。</p> <p>～略～</p>	<p>加入者光ファイバについては、引き続き指定電気通信設備の対象とすることが必要と考えます。</p> <p>加入者光ファイバは、総務省ICTタスクフォース第1・2部会にて、FTTH市場をより公正な競争市場とし超高速ブロードバンドの利用率向上を目指し、サービス競争を促進する観点から、接続料の低廉化に関してまさに議論されているところであり、光の道実現を果たす上でも、その不可欠性は益々高まっていくものと考えます。</p>

意見提出者	該当部分	再意見
西日本電信電話株式会社	<p>【加入光ファイバについて】</p> <p>～略～</p> <ul style="list-style-type: none"> ・しかしながら、指定電気通信設備規制(ボトルネック規制)の根幹となる端末系伝送路設備については、電柱等ガイドラインに基づく線路敷設基盤のオープン化や電柱の新たな添架ポイントの開放・手続きの簡素化等により、他事業者が自前の加入者回線を敷設するための環境が整備された結果、他事業者の参入機会の均等性は確保されており、IPブロードバンド市場においては、アクセス区間においても現に「設備ベースの競争」が進展しています。 <p>～略～</p> <ul style="list-style-type: none"> ・したがって、端末系伝送路設備については、既に敷設済のメタル回線と、今後競争下で敷設される光ファイバ等のブロードバンド回線の規制を区分し、光ファイバについては諸外国での規制の状況も踏まえ、指定電気通信設備の対象から除外していただきたいと考えます。 <p>～略～</p>	
東日本電信電話株式会社	<p>【FTTHサービスの屋内配線】</p> <p>「電気通信市場の環境変化に対応した接続ルールの在り方について」答申(2009年10月16日)において、戸建て向け屋内配線については第一種指定電気通信設備とすることが適当とされたところですが、当社の屋内配線には、以下の観点から、ボトルネック性はなく、第一種指定電気通信設備に該当しないと考えます。</p> <p>～略～</p>	<p>FTTHサービスの戸建て向け屋内配線については、引き続き指定電気通信設備に指定する必要があると考えます。</p> <p>FTTH市場シェア74.5%とNTT東西殿の独占化が益々高まる状況において、本年3月に新たに指定されたFTTHサービスの戸建て向け屋内配線については事業者間競争の活性化に直結するものであり、お客様利便性向上の観点からも非常に有用なものであると考えます。また、同様の観点に立てば、KDDI殿からの意見にもあるとおり今後、マンション向けの光屋内配線に対しての指定についても引き続き検証していく必要があると考えます。</p>
西日本電信電話株式会社	<p>【FTTHサービスの戸建て向け屋内配線について】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「電気通信市場の環境変化に対応した接続ルールの在り方について」答申(2009年10月16日)において、戸建て向け屋内配線については指定電気通信設備とすることが適当とされ、これを踏まえた電気通信事業法施行規則等の改正により第一種指定電気通信設備に指定されたところですが、本来、戸建て向け屋内配線については、他事業者やお客様自身が自由に設置可能であり、現に、他事業者が自ら行う必要があるONUの設置・設定と同時に設置されている 	

意見提出者	該当部分	再意見
KDDI株式会社	<p>ことに鑑みれば、ボトルネック性がないことは明らかであり、当社の戸建て向け屋内配線を第一種指定電気通信設備から除外していただきたいと考えます。</p> <p>現状、NTT東・西が保有するボトルネック設備については、第一種指定電気通信設備として接続ルール等が課されていますが、ダークファイバー等の利用における手続・リードタイムの非同等性や競争事業者の接続情報の不正流用の問題などを目の当たりにするにつけ、現行のルールでは公正な競争を行い得る環境の確保には不十分であると考えます。</p> <p>具体的事例としては、当社FTTHサービス(auひかりホーム「ギガ得プラン」)とNTT東日本フレッツ光とで、サービス受付から提供開始までのリードタイムに大きな差が生じたことが挙げられます。</p> <p>～略～</p> <p>以上の事例からも明らかなように、NTT東・西のダークファイバーを含むアクセス網については開放ルールの更なる徹底と同等性の担保が望まれます。特に、NTT東・西がマンションの棟内への加入ダークファイバー引き込みと一体で設置した光屋内配線設備については、住民の選択肢を確保するためにも競争事業者への開放を義務付けるべきと考えます。</p>	
東日本電信電話株式会社	<p>【局内装置類及び局内光ファイバ】</p> <p>メディアコンバータやOLT、スプリッタ等の局内装置類や局内光ファイバについては、以下の観点から、指定電気通信設備の対象から除外していただきたいと考えます。</p> <p>(1)メディアコンバータやOLT、スプリッタ等の局内装置類は、誰でも容易に調達・設置可能であり、現に他事業者は局舎コロケーションを利用して自ら設置していること。その結果、接続料を設定したものの他事業者の利用は皆無であること。</p> <p>(2)局内光ファイバについては、ダークファイバの提供を開始した2001年当初から他事業者による自前敷設を可能としており、2003年からは効率的な利用を目的とした中間配線盤の開放等の取組を実施してきた結果、82.5%が他事業者による自前敷設となっていること。また、他事業者も計画的に自前工事を行</p>	<p>局内装置類及び局内光ファイバについては引き続き指定電気通信設備の対象とする必要があると考えます。</p> <p>メディアコンバータやOLT等の装置類及び局内光ファイバについては加入光ファイバと一体として設置・機能するものであり、昨年度の競争セーフガード制度の検証結果の考え方(※4) から特段の変化もないことから引き続き指定設備の対象とする必要があると考えます。</p> <p>参照:※4</p> <p>2009年度 競争セーフガード制度の運用に関する意見及びその考え方12</p> <p>「メディアコンバータやOLT等の装置類及び局内光ファイバについては、加入光ファイバと一体として設置・機能するものであり、加入光ファイバのボトルネック性とは無関係に、装</p>

意見提出者	該当部分	再意見
	<p>ば、当社と同等の期間で敷設が可能となっていること。 ～略～</p>	<p>置類だけを切り出して、その市場調達性や一部事業者における自前設置の実績をもって、ボトルネック性の有無を判断することは適当ではない。</p>
<p>西日本電信電話株式会社</p>	<p>【局内装置類及び局内光ファイバについて】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ イーサネットスイッチ、メディアコンバータ、光信号伝送装置(OLT)、光局内スプリッタ、WDM装置等の局内装置類については、以下の観点においてボトルネック性がないことは明らかであることから、第一種指定電気通信設備の対象から除外していただきたいと考えます。 ① 当該装置類は誰でも容易に市中調達・設置することが可能である等、参入機会の均等性が確保されており、意欲ある事業者であれば、自ら設備を構築し、当社と同様のネットワークを自前構築することは十分可能となっていること。 ② 現に、他事業者は自前の光アクセスと当該装置類を組み合わせ、若しくは、当社の光アクセスと当社の局舎コロケーションを利用して当該装置類を設置し、サービス提供していること。 ③ 光信号伝送装置(OLT)、局内スプリッタについては平成13年より、メディアコンバータについては平成14年より、当社が接続料を設定していたものの、他事業者による利用実績はないこと。また、イーサネットスイッチについては、他事業者からの強い接続要望を受け、本年6月に接続料を設定したものの、同年7月、当該他事業者からの接続申込みが取り下げられ、また現在に至るまで当該他事業者以外の事業者からの利用要望も全くないこと。 ④ アクセス回線のボトルネック性に起因する影響は、オープン化により遮断されており、他事業者はアクセス回線からの影響を受けることなくネットワークを構築可能であるため、当社のアクセス回線のシェアが高いか否かは当社の当該装置類自体のボトルネック性の有無の判断にあたって直接関係がないこと。 	<p>また、NTT東西からは、接続事業者が自前敷設した芯線数の割合が高いとの意見が示されているが、これについては、接続事業者が局内光ファイバを自前敷設するのは主として一回の工事により大きな需要に対応できる場合であることを踏まえる必要があり、「他事業者も計画的に所定の手続、自前工事を行えば、当社と同等の期間で敷設が可能」との意見については、実態を十分に考慮した上で、更に検証することが必要である。</p> <p>以上の点を踏まえれば、現時点においても、局内装置類及び局内光ファイバについて指定の対象外とすることは引き続き適当ではない。」</p>
<p>東日本電信電話株式会社</p>	<p>【WDM装置】</p> <p>WDM装置については、市中で調達可能なものであり、他事業者は、当社の中継ダークファイバ等と組み合わせ、自ら設置することが可能であることから、当社のWDM装置に不可欠性はなく、指定電気通信設備の対象から除外すべきであると考えます。</p>	<p>WDM装置については、引き続き指定電気通信設備に指定する必要があると考えます。</p> <p>本年3月にWDM空き波長のアンバンドルルールが新たに策定され、すでに当社でのネットワーク構築検討にも大きな役割を果たしており、本ルール化が提唱された「電気通信市場の環境変化に対応した接続ルー</p>

意見提出者	該当部分	再意見
		<p>ルの在り方について」答申(総務省 平成21年10月)において期待された効果(※5) が今後、大きく現れていくものと考えます。NWのIP化が進展する中、今後も本ルールのような各事業者におけるIPネットワーク構築の円滑化が図れる有用な施策の検討が期待されます。</p> <p>参照:※5 「電気通信市場の環境変化に対応した接続ルールの在り方について」答申 3. 固定ネットワークインフラの利活用 ③考え方 1) WDM装置の既設区間 ア 貸出ルールの扱い 「a. 空き波長の貸出ルールの整備を求める事業者が現に存在することから、当該事業者による円滑なネットワーク構築が実現し、競争促進に資すること」</p>
東日本電信電話株式会社	<p>【NGN等に係るアンバンドル機能】</p> <p>NGN等に係るアンバンドル機能のうち、実需や他事業者による利用実績がないものについては、早急にアンバンドル機能の対象から除外していただきたいと考えます。</p> <p>具体的には、以下の機能については、機能の提供開始以降、他事業者との接続の実績がない状況が続いていることから、早急にアンバンドル対象から除外していただきたいと考えます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一般収容ルータ接続ルーティング伝送機能 ・特別収容ルータ接続ルーティング伝送機能 ・一般中継ルータ接続ルーティング伝送機能 ・特別中継ルータ接続ルーティング伝送機能 ・イーサネットフレーム伝送機能 <p>～略～</p>	<p>NGNに係る各アンバンドル機能については引き続きアンバンドル機能の対象とする必要があると考えます。</p> <p>昨年度の競争セーフガード制度の検証結果の考え方(※6) から特段の変化もないこと、また、NTT東西殿より「PSTNのマイグレーションについて～概括的展望～」(2010年11月2日 NTT東西)が公表されたことにより、NGNの各機能に対する利用要望が更に高まっていくものと考えます。また、NGNのオープン化に関しては総務省ICTタスクフォース第1・2部会において光の道実現のための論点のひとつとして再度検討されているところですが(※7)、今回のフュージョン・コミュニケーションズ殿からの具体的な帯域制御機能のアンバンドル化要望も受けて関係事業者間にて速やかに検討が開始されるべきであると考えます。</p> <p>参照:※6</p>
西日本電信電話株式会社	<p>【収容局接続機能及び中継局接続機能のアンバンドルについて】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・フレッツサービスに係る機能(一般収容ルータ接続ルーティング伝送機能・特別収容ルータ接続ルーティング伝送機能)については、地域IP網において、特 	<p>平成22年2月 総務省資料「競争セーフガード制度の運用に関する意見及びその考え方」考え方16</p> <p>■ 収容局接続機能については、NGN答申において示されたとおり、①競争事業者から</p>

意見提出者	該当部分	再意見
	<p>別收容ルータ接続ルーティング伝送機能の接続料を設定していたものの、平成13年から現在に至るまで8年以上、他事業者による利用実績はないことから、アンバンドルの対象から除外していただきたいと考えます。</p> <p>・中継局接続に係る機能(一般中継ルータ接続ルーティング伝送機能・特別中継ルータ接続ルーティング伝送機能)についても、接続料を設定したものの、他事業者による利用実績はないことから、アンバンドルの対象から除外していただきたいと考えます。</p>	<p>はアンバンドルして提供することが求められていること、②今後、ADSLからFTTHへのマイグレーションが進展する中で、アクセス回線での設備競争・サービス競争の激化が想定されるが、それに伴い、他事業者が自ら調達したアクセス回線等を收容ルータに接続する形態が増えていくことも想定されること、③また、NGNは、今後我が国の基幹的な通信網となることが想定され、新たな機能や今後段階的に追加される機能等を活用した事業展開の機会が拡大するものと考えられるが、その際、既存の地域IP網で存在していた收容局接続による接続形態を用意しておくことが、事業者による創意工夫を活かした多様な利用形態でのNGNへの参入を促進すると考えられることから、フレッツサービスに係る機能のアンバンドルは当面必要とされたところである。この状況に現時点で特段の変化もないことから、收容局接続機能については、引き続きアンバンドルの対象とすることが適当である。</p>
<p>フュージョン・コミュニケーションズ株式会社</p>	<p>NTT東西殿が提供するNGNアンバンドル化に対して諸方面より指摘がなされていると認識しています。その中でもNTT東西殿が提供するひかり電話サービスは中継網内に位置する帯域制御機能を利用することで通話品質を確保していますが、相互接続事業者としてNTT東西殿と同様に帯域制御機能を利用したくアンバンドル化を要望していますが進展しておりません。</p> <p>本来、第一種指定電気通信設備は技術的に可能である限りアンバンドルするものとされています。</p> <p>しかしながら、NGNの帯域制御機能のアンバンドル化について、NTT東西殿との個別協議にて開発を要望した所、詳細な技術条件に入る前の実現方式の基本的検討段階で、中小規模の事業者が負担しうる許容範囲を遥かに超える費用規模、加えて期待する利益も失われる程の対応期間が想定される旨の回答を受けました。</p> <p>このため弊社が目するNGNを利活用した接続事業者提供の0ABJ-IP電話実現の要望は、現状暗礁に乗り上げております。</p> <p>～略～</p>	<p>■ 中継局接続機能については、NGN答申において示されたとおり、①地域IP網では、既に中継局接続に該当していたIPv6サービスはアンバンドルされた機能を用いて接続料を互いに支払ってサービス提供をしており、②また、NTT東西のNGN間のIP電話サービスの提供は中継局接続の形態のみで行われている。③更に今後PSTNからIP網へとネットワーク構造が変化するに伴い、他事業者のネットワークとの接続も、IGS接続が減少し中継局接続が増えていくことが想定される。</p> <p>このため、中継局接続に係る機能については、引き続きアンバンドルの対象とすることが適当である。</p> <p>■ イーサネットフレーム伝送機能については、NGN答申において示されたとおり、イーサネットサービスはユーザのネットワーク全体を単一の事業者が一括して提供することが望ましいという特性があり、また今後イーサネットサービスに係る需要が拡大することが想定されることにかんがみると、NTT東西が従来の県域を越えた県間のサービスに進出するに際しては、公正競争を担保する措置が必要であることから、競争事業者からの具体的な接続要望等を見極めた上で、イーサネットサービスに係る機能のアンバンドルをすることが必要と考えられる。この状況に現時点で特段の変化もないことから、イーサネットサービスに係る機能(イーサネット接続機能)については、引き続きアンバンドルの対象とすることが適当である。</p>

意見提出者	該当部分	再意見
		<p>※7 総務省ICTタスクフォース第1・2部会 公正競争の一層の活性化に関する論点整理(案) 「②中継網(ボトルネック設備)のオープン化の在り方 ～略～ ■上記②の観点からは、ネットワーク事業者同士の接続のための機能だけではなく、コンテンツ配信事業者等の上位レイヤー事業者が、NGN上にサービスプラットフォームを構築するために必要な機能(認証・課金、帯域制御などの通信プラットフォーム機能)についても、アンバンドルする方向で検討することが適当ではないか。」</p>
東日本電信電話株式会社	<p>【現行指定告示を「指定する設備を具体的に列挙する方式」に見直し】 ～略～ したがって、行政当局においては、現行の指定告示の規定方法である「指定しない設備を具体的に列挙する方法」を「指定する設備を具体的に列挙する方法」に見直すとともに、指定電気通信設備の対象とする具体的な基準を明らかにし、その対象設備は、行政当局が個別にボトルネック性を挙証できた必要最小限のものに限定すべきであると考えます。</p>	<p>ネガティブリスト方式の現行維持が必要と考えます。 ポジティブリスト方式を採用した場合、ボトルネック性を有する設備が一定期間指定されない場合があり、その際に接続事業者がボトルネック設備を用いたサービスを迅速に提供することが不可能となるリスクがあります(※8)。総務省ICTタスクフォース第1・2部会にて、ボトルネック設備利用の同等性確保があらためて議論される中において、ネガティブリスト方式による指定設備の指定方法は、その根幹を支える重要な役割を果たしており、現行維持が必要であると考えます。</p>
西日本電信電話株式会社	<p>【現行の指定方法の見直しについて】 ～略～ ・したがって、第一種指定電気通信設備の指定方法については、「指定しない設備を具体的に列挙する方式」(ネガティブリスト方式)から「指定する設備を具体的に列挙する方式」(ポジティブリスト方式)に見直すとともに、指定電気通信設備の対象とする具体的な基準を明らかにしていただきたいと考えます。その上で、第一種指定電気通信設備については、規制当局が個別にボトルネック性を挙証できた必要最小限のものに限定していただきたいと考えます。</p>	<p>参照：※8 平成22年2月 総務省資料 「競争セーフガード制度の運用に関する意見及びその考え方」 考え方5 「第一種指定電気通信設備の指定については、伝送路設備及び交換等設備に対する指定方法をネガティブリスト方式(指定しない設備を具体的に列挙する方式)からポジティブリスト方式(指定する設備を具体的に列挙する方式)に変更した場合、ボトルネック性を有する設備であるにもかかわらず一定期間指定されない場合が生じ得るため、電気通信市場の健全な発達が損なわれる可能性がある旨、2007年3月付情報通信審議会答申「コロケーションルールの見直し等に係る接続ルールの整備について」(以下「3月答申」という。)において示されているところであ</p>

意見提出者	該当部分	再意見
		る。」
	(2)第二種指定電気通信設備に関する検証	
社団法人テレコムサービス協会	<p>・第二種指定電気通信設備を設置する事業者の指定要件 ～略～</p> <p>・アンバンドル化すべき機能について ～略～</p> <p>また、昨年度の検証結果では、上述のとおり、「当該機能に係る設備を第二種指定電気通信設備に指定することの妥当性についても検討すること。」とされていますが、ある二種指定事業者においては、「アンバンドル化が望ましい機能」であるISP接続さえも、第二種指定電気通信設備として認定されていない設備を利用せざるを得ない状況であると理解しています。この点も含め、ガイドラインに列挙されているアンバンドル化候補の全機能について、第二種指定電気通信設備化の検討を速やかに進めていただくことを要望します。かかる検討が、公正競争、電気通信の発展、利用者利益の確保に寄与することは明白です。 ～略～</p>	<p>第二種指定制度については、前回当社意見(※9)でも述べたとおり、制度創設以降、一度も見直しが行われていない中で「第二種指定電気通信設備制度の運用に関するガイドライン」や「MVNOに係る電気通信事業法及び電波法の適用関係に関するガイドライン」及び「電気通信事業における販売奨励金の会計上の取扱いに関する運用ガイドライン」といった制度への補足的な位置づけの措置が行われてきたことを踏まえれば、現在の本制度自体が有効に機能しているかは疑問であり、テレコムサービス協会殿のご意見は、まさにその実態をご指摘されているものと考えます。</p> <p>そのため、第二種指定制度自体の見直しの検討は今後も継続的に行われていく必要があり、その際には、光の道構想においても論点として提起された総合的な市場支配力に着目した制度の在り方の検討と連携して進めることが必要と考えます。</p> <p>参照：※9 平成22年度競争セーフガード制度意見書 当社意見</p> <p>■<u>第二種指定通信設備制度に対する継続的な検証・見直し</u> ～略～</p> <p>今後のブロードバンドサービスの更なる高速化等に伴う固定市場との融合や本年9月に認可された携帯端末向け新サービス「マルチメディア放送」等のコンテンツ配信市場等の周辺市場への影響力の拡大、そして現在のモバイル市場においてすでに40%以上のシェアを有する巨大なドミナント事業者の存在を考えれば、その市場支配力に応じた制度構築が検討されることは必然と考えます。具体的には、例えば、第二種指定事業者に指定する端末シェアの閾値は現在25%となっていますが、すでに40%以上のシェアを有する事業者が存在することを踏まえ、シェア水準に応じて段階的に厳格な規制を適用するといった方法等が考えられ、また、規制内容としては、接続約款の認可制、会計分</p>

意見提出者	該当部分	再意見
東日本電信電話株式会社	<p>【第二種指定電気通信設備規制の対象】</p> <p>第二種指定電気通信設備制度については、以下の観点から特定の事業者だけを対象とするのではなく、全ての事業者を対象とし、接続料の適正性を検証する必要があると考えます。</p> <p>(1) 携帯通信事業者は、国から有限希少な電波の割当を受けた事業者であり、公共財を利用して事業を展開している以上、全ての携帯通信事業者は、他の事業者に対して適正な料金で円滑な接続を確保する責務があること。</p> <p>(2) 第一種指定電気通信設備である当社ひかり電話網が1,000万番号(東西計:2010年3月末)である一方で、携帯電話市場で見ればシェア25%に満たないとして二種指定電気通信設備規制の対象外とされているソフトバンクモバイル殿は2,300万番号(2010年3月末)を超えている等、お互いに接続料を支払い合う関係にある固定通信事業者からみると、その影響力は非常に大きくなっていること。</p>	<p>離やアンバンドル制度等のネットワークの開放義務等が考えられます。</p> <p>第二種指定制度は、電波の有限希少性等により新規参入が困難な市場が形成されており、このような市場で相対的に多数の端末設備を有する事業者は、他の事業者との接続協議において強い交渉力を有し、優越的な地位に立つといったその「市場支配力に起因した規制」であると認識しています。</p> <p>そのため、本制度の規制対象、規制内容については市場支配力に応じて検討されるべきであって、約 5,600 万ものユーザを抱え、市場シェア 50%近くを有する事業者が存在する中、当社のような新規参入事業者も含めて本制度の規制を全事業者に一律にすると NTT 東西殿の主張については、制度本来の趣旨には沿っていないものと考えます。</p>
西日本電信電話株式会社	<p>【第二種指定電気通信設備規制の対象について】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 携帯電話事業者殿は、国から割当を受けた公共財である電波の有限希少性を背景に、市場を寡占することで、元来、他事業者との接続協議において強い交渉力を有していましたが、携帯電話サービスの急速な普及により、移動通信市場の中で見ればシェア25%に満たないとして第二種指定電気通信設備規制の対象外とされている事業者であっても約2,300万の契約者を抱えるようになる等、規制が課されていない携帯電話事業者殿の交渉力は強くなっています。 ・ したがって、現に規制が課されておらず接続料が高止まりしている携帯電話事業者殿の接続料の適正性を確保する等の観点から、第二種指定電気通信設備規制については、事業者ごとにその適用可否を違えるべきでないと考えます。 	
	(3) 禁止行為に関する検証	
	3-1) 指定電気通信設備に係る禁止行為に関する検証	

意見提出者	該当部分		再意見
東日本電信電話株式会社		<p>イ 禁止行為規制の運用状況に関する検証</p> <p>当社は、従来より事業法等の法令及び各種ガイドラインを遵守して事業活動を行っていることから、公正競争上の問題は特段生じていないと考えておりますが、昨年度の検証結果においても、複数の事項が引き続き注視していくものとされています。</p> <p>引き続き注視していく事項として検証結果に記載されること自体、当社が不公正な行為を行っているかのような誤解を生じさせかねないことから、競争セーフガード制度の運用にあたっては、過去に注視事項とされたものについて、現に公正競争上の問題が生じていないものは、あらためて注視事項として記載しないよう見直しを行うべきと考えます。</p>	<p>注視すべき事項については、NTT西日本情報漏洩問題が発生した事実も踏まえ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現在まで指摘のあった事例を調査し、報告書同様に今後の検討の道筋や具体的な指標を設定 ・各研究会や競争評価等とより密接な連携を構築 <p>など、今後の各公正競争要件の見直し検討に資するようより実効的な検証へと見直す必要があると考えます。</p> <p>なお、本制度の目的はあくまで電気通信市場における公正競争要件の有効性を問うものであり、例年NTT東西殿が指摘されている「不公正な行為を行っているかのような誤解を生じさせない」との事象とは、性質が異なるものと考えます。</p>
西日本電信電話株式会社		<ul style="list-style-type: none"> ・ 他事業者サービス情報の取扱いに関し、業務改善命令(平成22年2月4日)を厳粛に受け止め、業務改善計画(平成22年2月26日)の遂行等を通じ、再発の防止に努めてまいります。 ・ また、その他の禁止行為規制に関して、事業法等の法令及び共同ガイドライン等に基づき、引き続き適正な事業活動を行い、法令遵守の一層の徹底を図り、公正競争の確保に努めてまいります。 	
KDDI株式会社		<p>■NTT東・西の116窓口における加入電話移転手続きに伴うフレッツ光の営業活動</p> <p>NTT東・西は、公社時代から継承した加入電話の「顧客基盤を活用」できると共に、接続業務に関して知り得た他の電気通信事業者及びその利用者に関する情報を取得できることから、加入電話の手続きの際に接続情報をフレッツ光の営業活動において用いている可能性があります。営業面でのファイアウォールを遵守する必要があるにも関わらず、今年度においても、未だ116窓口における加入電話移転手続き等に伴うフレッツ光の営業活動の問題事例が報告されており、事態は依然として改善されていない状況が続いています。</p> <p>本事例は、電気通信事業法第30条に定める禁止行為に該当し、フレッツ光が活用業務として認可された際の条件である「電気通信事業の公正な競争の確保に支障を及ぼすおそれがないこと」からも逸脱した行為であるといえます。</p>	<p>116窓口における不適切なBフレッツ勧誘については、今までも競争セーフガード制度において行政指導や注視すべき事項への指定の対応がなされていますが、毎年のように問題事例の報告が絶えず行われており、現在の競争セーフガード制度上の対応だけでは抜本的な対策は難しいと考えます。</p> <p>現在の116窓口におけるBフレッツサービス営業の考え方は、「IP時代における電気通信番号の在り方に関する研究会第二次報告書」(平成18年6月総務省)において、利用者利便性の観点から、当面利用可能と整理されているところです。しかしながら、本年度の競争セーフガード制度の検証においては、行政指導等の対応はもちろんのこと、毎年のように問題事例の報告がなされている現状を踏まえ、公正競争確保の観点から再度考え方の整理が行われるよう、次の検討ステップへの道筋が示</p>

意見提出者	該当部分	再意見
	<p>こうした事例の発生を防止するには、NTT東・西内において、加入電話とフレッツ光の部門の所在地・対応者を物理的に分離するなど、ファイアーウォール措置の徹底を実質的に担保できる体制を構築すべきと考えます。</p>	<p>されるべきであると考えます。</p>
<p>ソフトバンクBB株式会社、ソフトバンクテレコム株式会社、ソフトバンクモバイル株式会社</p>	<p>116におけるフレッツ勧誘</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ NTT東西殿の116窓口において利用者が加入電話の移転・転居の手続きを行う際に、NTT東西殿が接続業務で取得している顧客情報をもとにし、利用ADSL事業者の案内及びフレッツ光サービスへの勧誘を行うといった不適切な営業について、当該行為が行われることのないよう2007年度、2008年度の検証において、NTT東西殿に対し、改めてその周知・徹底を図るよう要請されその履行状況の報告を求めるとする措置が行われたところです。 ・ しかしながら、弊社共にて実施したアンケートによると、上述の行為に関する事例は昨年度とほぼ同じ傾向を示しています。総務省殿のこれまでの対応は不十分であり、その結果、FTTH市場におけるNTT東西殿の独占化に拍車をかけている現状は極めて問題であり、直ちに是正を行う必要があると考えます。 <p>～略～</p>	
<p>KDDI株式会社</p>	<p>■ 県域等子会社とNTT東・西及びNTTグループ各社の一体営業</p> <p>NTT東・西の県域等子会社による携帯電話の販売は、NTT東・西が、自らのサービスの販売を受託している県域等子会社を通じてNTTドコモと連携することにより、固定と移動をセットで販売する一体営業であり、これは子会社を介して禁止行為規制を潜脱する行為といえます。こうした子会社を通じた固定と移動のセット販売や、NTT西日本事案のような接続で知り得た情報の本体から子会社への提供を踏まえると、県域等子会社を介したNTTグループの一体営業の実態が浮かび上がります。</p> <p>これらの営業活動は、禁止行為対象事業者の電気通信業務の主たる部分を委託するものであって、実態上は禁止行為対象事業者による行為と同じであるため、禁止行為の対象範囲を子会社等まで拡大する必要があると考えます。</p> <p>～略～</p> <p>■ NTT東・西／NTTドコモの市場支配力の上位レイヤーへの行使、当該市場</p>	<p>各社殿意見にあるNTTグループドミナンスに関する各事案は、競争セーフガード制度においても毎年のように報告されていますが、検証結果としては注視すべき事項に留まっており、抜本的な解決には未だ至っておりません。</p> <p>各社殿意見に共通し特に重要なことは、NTT西日本情報漏洩問題をみても明らかのように、現在はNTTグループ間の連携が非常に容易で強大な市場支配力の行使が可能な組織構造になっていることにあり、市場環境や業務実態にあわせた各公正競争要件の見直しが一切行われてきていなかったことにあると考えます。</p>

意見提出者	該当部分	再意見
	<p>支配力を起点としたグループドミナンスの行使(NTT IDログインサービス、NTTネット決済等)</p> <p>禁止行為規制の対象であるNTTドコモが、NTTグループ内の自己の関係事業者のみ(NTTコム、NTTレゾナント)と連携してシングルサインオンや一括請求のようなサービスを提供することは、禁止行為に定める自己の関係事業者と一体となった排他的業務であるといえます。</p> <p>～略～</p>	
<p>ソフトバンクBB株式会社、ソフトバンクテレコム株式会社、ソフトバンクモバイル株式会社</p>	<p>■ドコモショップにおけるBプレッツ販売</p> <ul style="list-style-type: none"> ・弊社共は過年度の本制度の意見において、一部のドコモショップにおけるNTT東西殿のプレッツサービスの営業やプレッツサービスと携帯電話とのセット販売等による値引きの実態について指摘しておりますが、依然として、このような状況が継続しています。 ・この点について、総務省殿は、2009年度の本制度の運用に関する意見及びその考え方において、当事者が代理店であれば直ちに排他性があるとは言えないとの考え方を示していますが、これは実態に即したものになっていないと考えます。 ・ドコモショップについては、専ら株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ(以下、「NTTドコモ」という。)殿の製品、サービスを取り扱う店舗である実態、及び多くのユーザの認識を考慮しても、ドコモショップに、NTTグループ以外の事業者のサービス契約を目的に訪問するユーザは想定できず、競争事業者がドコモショップに対して自社商品の取り扱いを依頼することは現実的には考えられません。このような状況を踏まえると、ドコモショップはNTTドコモ殿の一部とみなすべきであり、代理店が運営する店舗での行為であるとしても、実質的な排他性が十分に存在するものと考えます。 ・従って、総務省殿は、「電気通信事業分野における競争の促進に関する指針(以下、「共同ガイドライン」という。)」に記載されている差別的取扱いの本来の趣旨を踏まえ、このような実質的な排他的営業行為を看過せず、ドコモショップにおけるNTTグループ他社商品の取り扱いを禁止する措置や、少なくとも、 	

意見提出者	該当部分	再意見
	<p>NTTドコモ殿における顧客情報を用いてのNTTグループ他社商品の営業禁止等の情報のファイアウォールの確保、及びNTTグループ商品同士を組み合わせでのセット割引の禁止措置を早急に実施すべきと考えます。</p>	
株式会社ケイ・オプティコム	<p>2.NTTグループにおけるID連携について</p> <p>本年5月から、NTTコミュニケーションズ・NTTドコモ等により「NTT IDログインサービス」「NTTネット決済」が提供開始されました。</p> <p>このような取組みは、NTTグループ各社が培った顧客基盤を梃子にNTTグループの一体化を志向するものであり、また固定通信市場・移動体通信市場双方における市場支配力を強化するとともに、当該支配力をコンテンツ等の上位レイヤ市場に拡大しようとするものであります。</p> <p>特に、あわせて約7,000万近い利用者を持つNTTコミュニケーションズ・NTTドコモのID連携は、顧客やコンテンツ等の囲い込みに繋がるものであることから、排他性の有無について十分検証いただくことが必要と考えます。</p> <p>また、NTTグループの一体的活動は、NTT再編時の趣旨に反するため、その是非についても検証いただくことを要望いたします。</p>	
	<p>2 日本電信電話株式会社に係る公正競争要件の検証</p>	
	<p>(1) 検証の対象</p>	
東日本電信電話株式会社	<p>【活用業務認可制度】</p> <p>活用業務制度については、IP化の進展と多様なユーザーニーズに対応し、より低廉で多彩なサービスを提供できるようにすると趣旨から、当時県内通信に限定されていたNTT東西の業務範囲の拡大が法制化されたものと認識しています。</p> <p>こうした趣旨に照らし、今後も東・西NTTがお客様のより高度で多様なニーズに対応した多彩なブロードバンドサービスをスピーディーに提供し、市場の活性化に貢献していくためには、昨年度の検証時に総務省の考え方で「パブリック・コメントを招請する場合には、迅速なサービスの提供という利用者利便の向上の観点からの要請にも十分配慮する」と示されたとおり、活用業務制度について、これまで以上に迅速かつ柔軟に運用していただきたいと考えます。</p>	<p>活用業務制度は、今後拡大が想定されている業務内容(例、ISPなど)を念頭に入れて、運用スキーム、その在り方を含め、見直しを行う時期に来ていると考えます。</p> <p>活用業務認可制度の本来の趣旨は、日本の通信市場の競争活性化を目的とし、NTTグループ各社間のヤードスティック競争及び相互参入による直接競争を促進させるために、県内通信サービスだけでなく他サービスにおいても参入を可能とさせる意義も有して、NTT再編時に設立されたものと認識しています(※10)。</p> <p>しかしながら、現状は、活用業務認可制度を通じて様々なサービスが</p>

意見提出者	該当部分	再意見
西日本電信電話株式会社	<ul style="list-style-type: none"> ・ 当社は、これまで活用業務制度を利用して、IP化等の技術革新に対応し、お客様ニーズに即したサービスの提供や通信料金の低廉化など、ユーザ利便の向上に努めてきたところであります。 ・ 今後も、お客様ニーズの高度化・多様化に迅速・的確にお応えし、多彩なブロードバンド・ユビキタスサービスをスピーディーに提供していくためにも、更には多様な競争の創出による市場の活性化の観点からも、これまで以上に活用業務制度を迅速かつ柔軟に運用していただきたいと思います。 	<p>認可されてきた一方で、NTTグループ各社間のヤードスティック競争及び直接競争は行われることはなく、IP電話やNGNといった県間役務への業務拡大だけが着々と進められ、FTTHにおけるNTTの独占化傾向など、NTTグループの市場支配力を強める要因の1つとなっており、本制度設立の趣旨として期待された効果は一切出ていないと考えます。</p> <p>参照:※10</p> <p>平成8年2月 総務省 電気通信審議会 「日本電信電話株式会社の在り方についてー情報通信産業のダイナミズムの創出に向けてー」答申</p> <p>2 NTTの再編成の意義</p> <p>2-1 再編成を必要とする理由</p> <p>(1) ボトルネック独占解消による競争の促進</p> <p>(ア) 前述したように、ボトルネック独占の弊害を防止する観点から、非構造的措置に加えて、構造的措置を併せて講ずることにより、競争促進の効果を抜本的に高めることが必要である。</p> <p>(イ) 具体的には、NTTの独占部門と競争部門を分離することによって、競争部門の競争を一層促進するとともに、再編各社間のヤードスティック競争、あるいは直接競争によってボトルネック独占力の行使を防止するとともに、それ自体の解消を目指すことが必要となる。これにより、NTTの経営効率化のインセンティブが向上することが期待される。</p> <p>3-2 新しい市場におけるNTTの姿</p> <p>再編成後のNTTの姿は次のようになる。</p> <p>(1) 基本的視点</p> <p>次のような基本的視点に基づき、再編成を行うこととする。</p> <p>(ア) NTTの潜在的な力を全面的に開花させ得る、自由化を目指した体制とする。</p> <p>(イ) 多元的な主体による公正有効競争を促進する体制とする。</p> <p>(ウ) 再編成会社間のヤードスティック競争とともに、相互参入による直接競争の創出を</p>

意見提出者	該当部分	再意見
		目指す。